



弁護士法人デイライト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

#### 今月の内容

- 日テレ採用内定取消し訴訟—採用内定について
- 改善しない離職率—人材確保のための施策
- 季節は秋から冬へ

#### ●日テレ採用内定取消し訴訟—採用内定について

今月に入って、日本テレビのアナウンサーとして内定を受けていた女子大学生が、日本テレビを提訴しました。

銀座のクラブでホステスとしてアルバイトをしていたことを理由として、内定を取り消されたことについて、日本テレビ側の取消処分が不当であるというのが、提訴の主な理由とのことです。

#### ○内定とは

内定という言葉は、みなさんよく耳にされていると思いますが、内定は法律上どのような性質のものなのでしょうか。以下では、大学生を念頭において説明します。

大学生は、卒業後の仕事を確保するために就職活動を行います。そして、希望していた企業から内定をもらえば、卒業後は、その企業に正式に入社して、勤務を開始するのです。

つまり、内定とは、将来的に当該企業で就労

することが予定された大学生と企業との間の約束であるといえます。

この点に関して、過去には内定の法的性質について様々な見解が主張され、議論されていましたが、現在では**就労の開始時期(始期)が定められており、解約権が留保された労働契約である**と考えるのが一般的です。

つまり、**内定は労働契約の成立を意味している**ので、**企業側がこれを自由に取り消すことは許されない**のです。

もっとも、内定者が大学を卒業ができなかった場合には、そもそも予定していた時期に入社することが不可能となるので、企業側は留保されている解約権に基づいて、解約することができるということになります。

問題はどのような場合に、企業側が解約権を行使して、内定を取り消すことができるのかということなのです。

#### 弁護士法人 デイライト法律事務所

博多オフィス 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-1-1福岡朝日ビル7階

電話番号: 092-409-1068 FAX: 092-409-1069

小倉オフィス 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野2-12-21SSビル8階

電話番号: 093-513-6161 FAX: 093-513-6162

e-mail: info@daylight-law.jp 電話受付時間: 平日午前9時~午後9時

事務所サイト www.daylight-law.jp 労働問題専門特化サイト www.fukuoka-roumu.jp



この記事についてのお問い合わせは西村までお気軽にどうぞ。



## ○内定取消しに関する考え方

内定取消しに関して、実務上は以下の2点を満たす必要があります。

### 客観的合理性 社会通念上の相当性

この2つの要件は、解雇の際に要求されている要件（解雇権濫用法理）を踏まえて求められています。

したがって、「提出した書類に虚偽があった」という内定取消事由も、その文言どおりには受け入れられず、虚偽記入の内容・程度が重大なもので、それによって従業員としての不適格性あるいは不真義性が判明したことを要すると解されます。

もっとも、実際に働いている人の契約を終了させる解雇に比べると内定の取消しに要求される合理性や相当性のレベルは高くはありません。

## ○今回のケースの判断

報道によれば、今回の女子大生は、内定を得た後に、銀座のクラブでのホステスとしてのアルバイト経験を日本テレビ側に申告したとのことでした。

日本テレビ側は、このアルバイト経験の不申告が経歴詐称、虚偽申告に当たると主張していると思われます。

**上述のとおり、経歴詐称があったことを理由に直ちに内定取消しが認められるということとは決してありません。虚偽申告の内容や当該職業に与える影響等を考慮して、客観的合理性と社会的相当性を満たすか検討することになります。**

例えば、バスの運転手やタクシー運転手などの場合、免許を持っているだけでなく、一定の運転技能が必要です。したがって、過去の違反歴といった事実には虚偽があった場合には、その事実は重要な経歴に関する詐称といえるでしょう。

このように、今回のケースのポイントは、女子アナウンサーという職業において、過去のホステスのアルバイトという経歴がどれほど影響するかという点です。

女子アナウンサーというのはテレビ界では花形で、一般の視聴者に対しても清楚、クリーンなイメージを求められる職業で、会社員とはいえ、芸能人のような特殊性がある職業です。過去にも、女子アナウンサーは男性との交際写真が出回るなどのスキャンダルがその後のキャリアに影響してしまったケースもあります。

日本テレビとしてもホステスという職業に対するマイナスイメージ（夜の仕事）を踏まえての対応だったのですが、訴訟にまでなってしまう、マスコミ報道が過熱してしまっており、影響は大きいといえます。

## ○内定取消しが認められない場合の法的リスク

内定の取消しが認められない場合、労働契約が維持されているということになりますので、**内定者が入社を希望すれば、企業としても受け入れざるを得ないこと**になります。また、仮に訴訟などで内定の取消しが認められないことになれば、**結論が出るまでの賃金や慰謝料の支払いを命じられる可能性もあります**。下記のサイトをご覧ください。

<http://www.fukuoka-roumu.jp/110/11050/11050003/>



ただし、今回のケースのように訴訟にまで発展すると、内定者側としても入社して企業内で何も無かったように働けるかという問題が生じるため、金銭的な解決という方向に進むことが多いです。

大学生の内定取消しの場合、取消しの時期によっては、その年に再度就職活動をして、他社から内定をもらえない可能性もあり、賠償額が高額になることもありえます。

したがって、内定取消しはできる限り回避するべきですし、採用に当たって、面談を重ねるなどして、できるだけ内定者の人間性を把握するような選考方法を検討する必要があります。

採用内定については、弊所HPにも掲載していますので、そちらもご確認下さい。

<http://www.fukuoka-roumu.jp/110/11050/index.html#001556>

また、内定に関する書式は弊所HPの書式集を参考にしてください。

<http://www.fukuoka-roumu.jp/292/29200/5/292005001/>

### ●改善しない離職率—人材確保のための施策

先日、2011年に大学を卒業した社会人の失業率に関する厚労省の調査結果が明らかとなりました。これによると、3年以内の離職率は32.4%と、前年の31%、2年前の28.8%に比べ、悪化している状況です。

### ○深刻な飲食業界

上記の数字は、全業種を対象としたものですが、業種別に見ると、以下のような状況で

す。

情報通信業	24.8%
小売業	39.4%
宿泊、飲食業	52.3%

このように、とりわけ飲食業界の数字は他の業界に比べて突出しています。実に2人に1人は3年以内に退職しているということになります。

この結果について、原因を特定することは難しいですが、飲食業界が長時間労働、深夜労働を理由とする過労死やサービス残業といった問題について多く報道されているという現状が影響していると思われます。

すなわち、飲食業界＝ブラック企業が多いというイメージが根付いてしまっているのではないのでしょうか。

### ○対応策

この問題については、当該企業の職場環境、賃金形態や福利厚生といった労働条件がとて重要なことというまでもありません。

しかしながら、入社前にも早期離職を防ぐ方法はあります。

すなわち、内定段階で、内定者研修を行い、その研修の中で職場での勤務を実際に体験してもらったり、社員と話す機会を設けたりするという方法です。

早期離職者の多くは、入社してから「こんなはずじゃなかった」といって、当初の予測と現実との違いを理由に退職を考え始めます。

もちろん、当初思い描いていたイメージと実際の職場環境が全く同じということは少



なく、ギャップが生じてしまうことは完全には避けられません。

しかしながら、少しでもそのギャップを埋めるためには、先程のような入社前の対応が効果的でしょう。

また、入社試験に独自の施策を導入している企業も出てきています。インターネット動画配信サービスなどを行う、ドワンゴは、昨年引き続き、首都圏の入社試験受講者に対して、受験料として3000円の費用負担を求めるとしています。

この施策をめぐっては、今年に入って、厚労省がドワンゴの請求する受験料が採用活動の対価とはいえない可能性があるとして、今年の実施をしないように求める行政指導を出していました。

ドワンゴは、この指導を受けて、1次試験に要するコストの半分を受験者負担とするという修正を加え、受験料制度を維持しています。

ドワンゴの施策には、賛否両論があるところですが、ドワンゴによると、応募者数はそれまでの3割から半分に減少したものの、内定者数は同様に確保でき、辞退者が大幅に減ったということです。

こうした入社試験における工夫も高齢化で労働者人口が減少する状況において、人材を確保する方法ではないでしょうか。

採用にはコストがかかるので、有料求人媒体なども利用し、先程の体験入社といった研修も行って、労働者と企業との間のミスマッチを防ぎ、長く活躍してくれる人材を見つけていただきたいと思います。

## ●季節は秋から冬へ

11月も終わり、今年も残すところあと1か月となりました。**今年は、弊所にとっても、小倉オフィスの開設など、内容の濃い1年となりました。**

11月に入って、季節はすっかり秋から冬へと移り、朝夕は一段と寒さが厳しくなっています。そんな中、先日福岡県朝倉市にある麒麟ビール福岡工場に行ってきました。

この工場では、敷地内に何と1000万本のコスモスが植えられており、10月中旬から11月上旬頃まで秋の風物詩であるコスモスを楽しむことができます。



私は初めて行ったのですが、広大な敷地に白や紫、ピンクといった色鮮やかなコスモスが咲き乱れており、とてもきれいで感動しましたが、本当はビールも飲みたかったところですが、車で行っていたため、我慢しました。

5月にはポピーが満開になるそうで、そちらも見物だそうです。皆様も一度、足を運ばれてみてはいかがでしょうか。

今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで  
西村 裕一  
電話番号: 093-513-6161  
e-mail: info@daylight-law.jp